

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	介護保険に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御坊市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

和歌山県御坊市長

公表日

令和5年5月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険制度は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付等を行うための制度である。 介護保険法に基づき、市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には介護給付を、要支援認定を受けた者には予防給付を行っている。 市町村は、被保険者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防等事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行っている。 また、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収している。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①被保険者に係る申請等（申請、届出又は申出）の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答。 ②被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理。 ③介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給。 ④要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答。 ⑤要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答。 ⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答。 ⑦居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答。 ⑧保険料滞納者に係る支払方法の変更。 ⑨保険給付の支払の一時差止め。 ⑩保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付。 ⑪保険料の賦課・徴収。 ⑫マイナポータルのサービス検索・電子申請機能を利用した申請受付
③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能（マイナポータル）、申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

介護保険資格情報ファイル、介護保険料賦課情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年法律第27号） 第9条（利用範囲）第1項 別表第一68の項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	実施する 実施しない 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の2,58,61,62,80,81,87,90,94,95,97,106,108,109,120の項 （別表第二における情報照会の根拠） 93,94の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民福祉部介護福祉課
②所属長の役職名	市民福祉部介護福祉課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	御坊市役所 総務部総務課庶務係 〒644-8686 和歌山県御坊市藺350番地 TEL 0738-22-4111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	御坊市役所 市民福祉部介護福祉課高齢福祉係 〒644-8686 和歌山県御坊市藺350番地 TEL 0738-23-5851

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年5月19日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	①部署:市民福祉部健康福祉課 ②所属長:市民福祉部健康福祉課長 田中 孝典	①部署:市民福祉部介護福祉課 ②所属長:市民福祉部介護福祉課長 田中 孝典	事後	
平成28年8月10日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,6,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,106,109,117 の項	②法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の 2,58,61,62,80,87,90,94,95,117の項	事後	
平成28年10月7日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の 2,58,61,62,80,87,90,94,95,117の項	②法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,6,8,11,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,90,94,95,97,108,109,117の項	事後	
平成29年9月11日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,6,8,11,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,90,94,95,97,108,109,117の項	②法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,90,94,95,97,106,108,109,119 の項	事後	
平成29年9月11日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	御坊市役所 市民福祉部健康福祉課高齢福祉係 〒644-8686 和歌山県御坊市藺350番地 TEL 0738-23-5645	御坊市役所 市民福祉部介護福祉課高齢福祉係 〒644-8686 和歌山県御坊市藺350番地 TEL 0738-23-5851	事後	
平成31年3月15日	IV リスク対策	—	新規追加	事後	新様式によるリスク対策の追加
令和2年6月30日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民福祉部介護福祉課長 田中 孝典	市民福祉部介護福祉課長	事後	
令和3年6月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,90,94,95,97,106,108,109,119 の項	②法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,90,94,95,97,106,108,109,120 の項	事後	
令和3年6月30日	IV リスク対策 8. 監査	[] 内部監査	[○] 内部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月26日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②事務の概要	②事務の概要 ⑫マイナポータルのサービス検索・電子申請機能を利用した申請受付	事後	
令和4年5月26日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	③システムの名称 介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	③システムの名称 介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)	事後	
令和4年5月26日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法律の根拠 番号法第19条第7号 別表第二	②法律の根拠 番号法第19条第8号 別表第二	事後	令和3年9月1日に施行された番号利用法の改正による修正
令和5年5月19日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	③システムの名称 介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)	③システムの名称 介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、申請管理システム	事後	令和5年2月に稼働した申請管理システムの追記